

水俣市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

水俣市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務

(2) 業務の目的

本市は、世界に類を見ない公害病である水俣病の経験から、ごみの高度分別や本市独自の環境ISO制度など、市民協働で様々な環境政策に取り組んできた。こうした取組が評価され、2008年に国の「環境モデル都市」に認定され、以降も、地域が一体となって地球温暖化対策を推進してきた。2023年には、「環境モデル都市行動計画」の改訂に合わせて、これを水俣市地球温暖化実行計画（区域施策編）と位置づけることで策定した。

本業務は、2050年脱炭素社会の実現を見据え、本市、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくために、本市の地域特性を踏まえ、人口減少や経済規模の縮小等といった地域課題の解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「水俣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改訂することを目的とする。

(3) 業務の内容

水俣市地球温暖化対策実行計画改訂支援業務仕様書に記載のとおり

(4) 業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため1事業者（1グループ）に委託することとする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年1月15日（水）まで

(6) 提案上限額

10,649,100円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(7) 担当部署及び書類提出先

水俣市環境課 担当：福田

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

電話：0966-61-1612 / FAX：0966-63-9044

メール：kankyo@city.minamata.lg.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア グループ構成で応募することを妨げない。

- イ グループ構成で応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。
- ウ グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- エ 1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく水俣市の入札参加制限を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- エ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

- | | |
|-------------|----------------------|
| ア 事業公募開始 | 令和6年8月28日（水） |
| イ 参加表明書提出期限 | 令和6年9月10日（火）正午まで（必着） |
| ウ 質疑書提出期限 | 令和6年9月10日（火）正午まで（必着） |
| エ 質疑回答 | 令和6年9月11日（水）（予定） |
| オ 企画提案書提出期限 | 令和6年9月20日（金）正午まで（必着） |
| カ プレゼンテーション | 令和6年9月27日（金）（予定） |
| キ 審査結果通知・公表 | 令和6年10月2日（水）（予定） |

(2) 参加表明書の提出

本件に参加する場合は、参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加表明書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和6年9月10日（火）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加表明書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書（様式第2号） 1部
※グループの場合は構成員毎に1部
水俣市入札参加資格を有しない場合は、以下の書類も提出すること。

③国税及び地方税に未納がないことの証明

※個人の場合、国税の納税証明書。加えて、水俣市内に所在を置く者の場合は水俣市税の滞納のない証明書

④商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※個人の場合、市町村発行の身元（身分）証明書

⑤営業所一覧（任意様式）

※既存のパンフレット等でも可

⑥決算時の財務諸表（任意様式）

※個人の場合、貸借対照表（直近年度分）

⑦役員一覧書（様式第3号）

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1（7）に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（3）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和6年9月10日（火）正午まで（必着）

イ 提出先 1（7）に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。なお、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：（質疑書）温対計画：+送信年月日[yyyymmdd] +（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和6年9月3日に質疑書を送付した場合

（質疑書）温対計画：20240903 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールを送付する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和6年9月11日（水）

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年9月20日（金）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 会社概要及び履行実績報告書（様式第6号）

会社概要、履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズに合わせることを。

② 業務実施体制書（様式第7号）

③ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、A4用紙とし、ページ番号を付すこと。表紙を含み10ページ程度にまとめること。

④ 価格提案書（様式第8号）

ウ 提出部数 正本1部 副本4部 CD-R1枚（CD-R電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（7）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者があった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割（450点）を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において上記アによる2次選考を行う。

（3）提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和6年9月27日（金）を予定
提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーションにおける投影用に再構成することを妨げないが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。再構成する場合は、投影資料に企画提案書とのページ対照を示すこと。なお、資料の当日配布は認めない。
- ④ プレゼンテーションに当たり、市が用意する大型モニター、HDMIケーブルを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和6年10月2日（水）（予定）に書面による通知を発送するとともに、電子メール等により連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と随意契約の交渉を行う。ただし、合意に至らなかったときは、次に評価得点の高いものから順に契約締結の交渉を行う。

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、見積書の提出を受けて決定するものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2（2）応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本業務は、環境省「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」を活用した業務であるため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

(別表) 評価基準

評価項目		評価基準		配点	
能力評価	履行実績	関連業務の履行実績	同種・類似業務の履行実績があるか。	20	
		主担当者の経歴等	効果的に業務を実施するための能力を有する者が主担当として確保されているか。	20	
	理解度	本市の現状と課題	本市の現状と課題が的確に把握できているか。	40	
		本業務の意義	本業務の目的を十分に把握し、反映した提案となっているか。	30	
	実施体制等	実施体制	役割が明確であり、本業務を遂行できる実施体制となっているか。	20	
		スケジュール	本業務を遂行できる計画的なスケジュールとなっているか。	20	
	(能力評価点)				150
	提案評価	実効性・有効性	基礎調査	地域特性や課題についての的確に情報を収集・活用する手法が提案されているか。	90
再生可能エネルギーポテンシャルの推計に当たって、地域の実態を反映できる調査手法が提案されているか。				90	
再生可能エネルギーのポテンシャルを基に、実現可能性(事業性)を考慮した再エネ導入目標の設定が見込める提案となっているか。				120	
温室効果ガス排出量推計			温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計及び目標設定について、本市の特性を捉え、適切で具体的な手法が提案されているか。	60	
施策・事業・成果指標			目標達成に向けた施策・事業及び成果指標の検討を行うに当たり、具体的かつ実施可能な手法が提案されているか。	120	
			本市の地域課題の解決が期待できる提案となっているか。	90	
推進体制・進捗管理			計画の進捗管理手法が、効果的・効率的に進めることが期待できる提案となっているか。	60	
			地域の特徴や実情に根差した計画の推進体	60	

		制を構築することが期待できる提案となっているか。	
	運営支援	計画策定までの町内外の各種検討会議等の体制や開催手法及びそれらの運営支援について、具体的に提案されているか。	30
	独自提案	本市の地球温暖化対策、気候変動適応策を加速するための効果的な提案があるか。	30
(提案評価点)			750
価格評価	$(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times \text{配点}$ ※小数点第一位を四捨五入		100
(合計評価点)			1000